

○健康福祉に関する相談体制

本章では、県の健康福祉に関する相談体制を掲載しています。

1 健康福祉に関する相談体制

(1) 保健医療関係相談窓口一覧

相談項目	相談内容	相談先	電話番号等	時間等
広域災害・救急医療情報システム	休日・夜間緊急医の検索	ながの医療情報ネット (ホームページ)	http://www.gg.pref.nagano.lg.jp	24時間
	休日夜間急患センターの案内			
	医療機関の検索			
休日・夜間の緊急医案内	休日・夜間の緊急医の案内 *特に症状が重い場合は消防署に救急車を要請してください。	休日・夜間緊急医案内サービス	0570-088199 (電話・FAX)	24時間(ただし、昼間は「通常の診療体制」である旨の案内のみ)
小児救急電話相談	小児の病気やけがなどの救急医療に関する相談	小児救急電話相談 (# (シャープ) 8000)	プッシュ回線・携帯電話の場合 #8000 アナログ回線・IP電話の場合 0263-34-8000 (H24.6.1から番号が変更となっています。)	毎日 19:00～翌8:00
がんに関する相談	がんに関する悩みや心配ごとを始め、医療情報、地域の医療機関の紹介、セカンドオピニオンなどに関する様々な相談	佐久総合病院 佐久医療センター がん相談支援センター	0267-88-7184	月～金 9:00～16:00 第2・4土9:00～11:30
		信州上田医療センター がん相談支援センター	0268-22-1895	月～金 9:00～16:00
		諏訪赤十字病院 がん相談支援センター	0266-57-7502	月～金 8:30～17:00
		伊那中央病院 がん相談支援センター	0265-96-0562	月～金 8:30～17:15
		飯田市立病院 がん相談支援センター	0265-21-2010	月～金 8:30～17:15
		県立木曽病院 がん相談支援センター	0264-22-2703(内)2191	月～金 9:00～16:30
		信州大学医学部附属病院 がん相談支援センター	0263-37-3045	月～金 9:00～16:00
		相澤病院 がん相談支援センター	0263-33-1251	月～金 9:00～16:30
		北アルプス医療センターあづみ病院 がん相談支援センター	0261-62-3166	月～金 9:00～16:00
		長野赤十字病院 がん相談支援センター	026-217-0558	月～金 9:00～17:00
		長野市民病院 がん相談支援センター	026-295-1292	月～金 8:30～17:15
		北信総合病院 がん相談支援センター	0269-23-2005	月～金 8:30～17:00
新型コロナウイルスワクチン接種に関する相談	ワクチン接種による副反応等の専門的な相談	ワクチン接種相談センター	026-235-7380	毎日 24時間

相談項目	相談内容	相談先	電話番号等	時間等		
療養病床の再編成に関する相談	療養病床再編成に関する疑問、入院患者の介護に関する相談、介護施設等への転換に関する相談、介護保険適用の療養病床に関する相談	健康福祉部介護支援課	TEL 026-235-7121 FAX 026-235-7394	月～金 8:30～17:15		
		佐久保健福祉事務所	0267-63-3140			
		上田保健福祉事務所	0268-25-7122			
		諏訪保健福祉事務所	0266-57-2910			
		伊那保健福祉事務所	0265-76-6810			
		飯田保健福祉事務所	0265-53-0410			
		木曾保健福祉事務所	0264-25-2218			
		松本保健福祉事務所	0263-40-1911			
		大町保健福祉事務所	0261-23-6507			
		長野保健福祉事務所	026-225-9085			
		北信保健福祉事務所	0269-62-3604			
		入院患者の医療に関する相談、医療保険適用の療養病床に関する相談、許可病床の種別変更に関する相談	健康福祉部医療政策課		TEL 026-235-7145 FAX 026-223-7106	
			佐久保健福祉事務所		0267-63-3162	
	上田保健福祉事務所		0268-25-7147			
	諏訪保健福祉事務所		0266-57-2925			
	伊那保健福祉事務所		0265-76-6835			
	飯田保健福祉事務所		0265-53-0442			
	木曾保健福祉事務所		0264-25-2231			
	医療に関する相談	医療に関する心配ごと、悩みごとに関する相談	長野県医療安全支援センター 【健康福祉部医療政策課内】		TEL 026-235-7276 FAX 026-223-7106	月～金 8:30～17:15 (12:00～13:00を除く)
			佐久保健福祉事務所 医療安全支援センター		0267-63-3162	
上田保健福祉事務所 医療安全支援センター			0268-25-7147			
諏訪保健福祉事務所 医療安全支援センター			0266-57-2925			
伊那保健福祉事務所 医療安全支援センター			0265-76-6835			
飯田保健福祉事務所 医療安全支援センター			0265-53-0442			
木曾保健福祉事務所 医療安全支援センター			0264-25-2231			
松本保健福祉事務所 医療安全支援センター			0263-40-1937			
大町保健福祉事務所 医療安全支援センター			0261-23-6525			
長野保健福祉事務所 医療安全支援センター			026-223-2131			
北信保健福祉事務所 医療安全支援センター			0269-62-3105			
長野市医療安全支援センター 【長野市保健所内（長野市民の方）】			026-226-6000 (医療相談専用電話)	月～金 8:30～17:15		
松本市医療安全支援センター 【松本市保健所内（松本市民の方）】			0263-40-0800 (医療相談専用電話)	月～金 8:30～17:15		
医師の就職に関する相談			医師の就業先（勤務内容、待遇、住まい等含む）に関する相談	長野県ドクターバンク【健康福祉部 医師・看護人材確保対策課医師係 内】	026-235-7144	月～金 8:30～17:15
女性医師の就労等に関する相談			女性医師等のライフステージに応じた就労やキャリア形成をはじめ、様々な悩みや不安に関する相談	健康福祉部医師・看護人材確保対策課医師係	026-235-7144	月～金 8:30～17:15
国民健康保険に関する相談			国民健康保険に関する疑問や相談	健康福祉部健康増進課 国民健康保険室	026-235-7096	月～金 8:30～17:15

相談項目	相談内容	相談先	電話番号等	時間等			
不妊・不育症に関する相談	不妊治療等に関する情報提供、不妊・不育症に関する悩みの相談	不妊・不育専門相談センター 【長野県看護協会会館内】	0263-35-1012				
		・不妊・不育専門相談員による相談		火・木 10:00～16:00 第三土曜日 13:00～16:00 (要予約、面接電話のみ)			
		・医師による相談		毎月第4木曜日 (要予約、電話番号受付日時は上記)			
妊娠・出産及び子育てに関する相談	妊娠・出産及び子育てに関する相談	妊娠～子育てはっとライン信州 ・助産師による相談 【長野県助産師会】	0263-31-0015	火・木 10:00～16:00			
難聴（児）に関する相談	子どもの難聴に関する相談	長野県難聴児支援センター	TEL 0263-34-6588 FAX 0263-34-6589	月～金 8:30～17:15			
エイズ・性感染症の相談	エイズ、その他の性感染症の相談	エイズ・性感染症の相談・検査予約専用電話		月～金 8:30～17:15			
		佐久保健福祉事務所	0267-63-3164				
		上田保健福祉事務所	0268-25-7149				
		諏訪保健福祉事務所	0266-57-5656				
		伊那保健福祉事務所	0265-76-9977				
		飯田保健福祉事務所	0265-52-0812				
		〃 阿南支所（相談のみ）	0260-22-2206				
		木曾保健福祉事務所	0264-24-2220				
		松本保健福祉事務所	0263-47-7831				
		大町保健福祉事務所	0261-23-6527				
		長野保健福祉事務所	026-225-0812				
		北信保健福祉事務所	0269-62-3107				
		長野市保健所（長野市民の方）	026-226-9966				
		松本市保健所（松本市民の方）	0263-40-0703				
栄養相談	専門的な栄養相談	佐久保健福祉事務所	0267-63-3163	月～金 8:30～17:15			
		上田保健福祉事務所	0268-25-7148				
		諏訪保健福祉事務所	0266-57-2926				
		伊那保健福祉事務所	0265-76-6836				
		飯田保健福祉事務所	0265-52-0443				
		木曾保健福祉事務所	0264-25-2232				
		松本保健福祉事務所	0263-40-1938				
		大町保健福祉事務所	0261-23-6526				
		長野保健福祉事務所	026-225-9045				
		北信保健福祉事務所	0269-62-6311				
		長野市保健所（長野市民の方）	026-226-9966				
		松本市保健所（松本市民の方）	0263-40-0701				
		難病相談	難病に関する相談		長野県難病相談支援センター	TEL 0263-34-6587 FAX 0263-34-6589	月～金 8:30～17:15
					佐久保健福祉事務所	0267-63-3164	
上田保健福祉事務所	0268-25-7149						
諏訪保健福祉事務所	0266-57-2927						
伊那保健福祉事務所	0265-76-6837						
飯田保健福祉事務所	0265-53-0444						
木曾保健福祉事務所	0264-25-2233						
松本保健福祉事務所	0263-40-1938						
大町保健福祉事務所	0261-23-6529						
長野保健福祉事務所	026-225-9039						
北信保健福祉事務所	0269-62-6104						
健康福祉部保健・疾病対策課	026-235-7150						
長野市保健所（長野市民の方）	026-226-9965						
松本市保健所（松本市民の方）	0263-40-0701						
精神保健福祉に関する相談	精神障がい者の社会参加、思春期の心の問題、ひきこもり、心の健康づくり、発達障がい等の相談	精神保健福祉センター (発達障がい者支援センター) (ひきこもり支援センター)	026-266-0280	月～金 8:30～17:15			
		佐久保健福祉事務所	0267-63-3164				
		上田保健福祉事務所	0268-25-7149				
		諏訪保健福祉事務所	0266-57-2927				
		伊那保健福祉事務所	0265-76-6837				
		飯田保健福祉事務所	0265-53-0444				
		木曾保健福祉事務所	0264-25-2233				
		松本保健福祉事務所	0263-40-1938				
		大町保健福祉事務所	0261-23-6529				
		長野保健福祉事務所	026-225-9039				
		北信保健福祉事務所	0269-62-6104				
		長野市保健所（長野市民の方）	026-226-9965				
		松本市保健所（松本市民の方）	0263-40-0701				

相談項目	相談内容	相談先	電話番号等	時間等
こころの健康 相談統一ダイヤル	“消えてしまいたい” “家族や知人に死にたいと訴える人がいる” “身内が自死してつらくてどうしようもない”などの自殺に関する相談	精神保健福祉センター 公益社団法人日本精神保健福祉士協会 一般社団法人日本精神科看護協会 一般社団法人日本公認心理士協会	0570-064-556	月～金 9:30～16:00 18:30～22:30
精神科医療相談	緊急に精神科医療を必要とする方の相談	精神障がい者在宅アセスメントセンター 「りんどう」	0265-81-9900	毎日 17:30～8:30
心の電話相談	心の健康に関する相談 ※相談員の傾聴により、話を聞いてもらいたい人に対応します。	心の電話相談員による相談	026-217-1680	月～金 9:30～16:00
食品衛生に関する相談	食品の安全性や衛生管理、表示などに関する相談	佐久保健福祉事務所	0267-63-3297	月～金 8:30～17:15
		上田保健福祉事務所	0268-25-7152	
		諏訪保健福祉事務所	0266-57-2929	
		伊那保健福祉事務所	0265-76-6839	
		飯田保健福祉事務所	0265-53-0446	
		木曾保健福祉事務所	0264-25-2235	
		松本保健福祉事務所	0263-40-1942	
		大町保健福祉事務所	0261-23-6528	
		長野保健福祉事務所	026-225-9065	
		北信保健福祉事務所	0269-62-3106	
		健康福祉部食品・生活衛生課	026-235-7155	
		長野市保健所（長野市民の方）	026-226-9970	
		松本市保健所（松本市民の方）	0263-40-0705	
動物の愛護及び管理に関する相談	動物の健康・飼養管理に関する相談	佐久保健福祉事務所	0267-63-4191	月～金 8:30～17:15
		上田保健福祉事務所	0268-25-7153	
		諏訪保健福祉事務所	0266-57-2929	
		伊那保健福祉事務所	0265-76-6840	
		飯田保健福祉事務所	0265-53-0446	
		木曾保健福祉事務所	0264-25-2235	
		松本保健福祉事務所	0263-40-1943	
		大町保健福祉事務所	0261-23-6528	
		長野保健福祉事務所	026-225-9065	
		北信保健福祉事務所	0269-62-6035	
		健康福祉部食品・生活衛生課	026-235-7154	
		長野市保健所（長野市民の方）	026-262-1212	
		松本市保健所（松本市民の方）	0263-40-0706	
			動物愛護センター	

(2) 社会福祉関係の主な相談窓口等一覧

○県が設置・運営するもの

名称等	対 象 (誰に)	相談人員 (誰が)	事 業 内 容 (何を)	備 考
福祉事務所 (社会福祉法 第 14 条) * 県の保健福 祉事務所福祉 課 (10) に併 置及び 19 市 に設置	生活保護法に 基づく保護を必 要とする者、児 童、高齢者、母 子、障がい者等	(主な職員) ・ 所長 ・ 社会福祉主事 ・ 査察指導員 ・ 現業員 ・ 面接相談員 ・ 就労支援員 ・ 身体障害者福 祉司 ・ 知的障害者福 祉司 ・ 老人福祉指導 主事 ・ 家庭児童福祉 主事 ・ 女性相談員 ・ 母子自立支援 員 ・ 嘱託医	【県の福祉事務所】 ①生活保護の決定と実施等 (生活保護法) ②児童及び妊産婦の福祉に関する実情の把握、 相談・調査・指導、助産施設及び母子生活支 援施設への入所事務等 (児童福祉法) ③母子・寡婦福祉に関する実情の把握、相談・ 調査・指導等 (母子及び寡婦福祉法) ④老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障 害者福祉法に係る市町村相互間の連絡調整・情 報提供、その他必要な援助及び広域的な見地 からの実情把握等 【市の福祉事務所】 上記①～③ ④老人の実情把握、情報提供・相談及び調査指 導、施設への入所事務等 (老人福祉法) ⑤身体障がい者の発見・相談・指導、情報提供、 施設への入所事務等 (身体障害者福祉法) ⑥知的障がい者の実情把握、情報提供、相談・ 調査指導、施設への入所事務等 (知的障害者 福祉法)	
生活就労支援 センター「ま いさば」 (生活困窮者 自立支援法第 5 条) ※長野県社会 福祉協議会に 委託実施 (県下 9 か所 に設置)	生活困窮者自立 支援法に基づく 「※生活困窮 者」 ※就労の状況、 心身の状況、地 域社会との関係 性その他の事情 により、現に経 済的に困窮し、 最低限度の生活 を維持すること ができなくなる おそれのある者	(主な職員) ・ 主任相談支援 員 ・ 相談支援員 ・ 家計相談支援 員	・ 町村部の生活困窮者等からの相談に包括的に 対応 (市部は市が実施) ・ 「アウトリーチ」を含め、生活保護に至る前 の段階から早期に支援 ・ 一人ひとりの状況に応じ、自立に向けた自立 支援計画 (プラン) を作成	

(市町村と協同して運営)

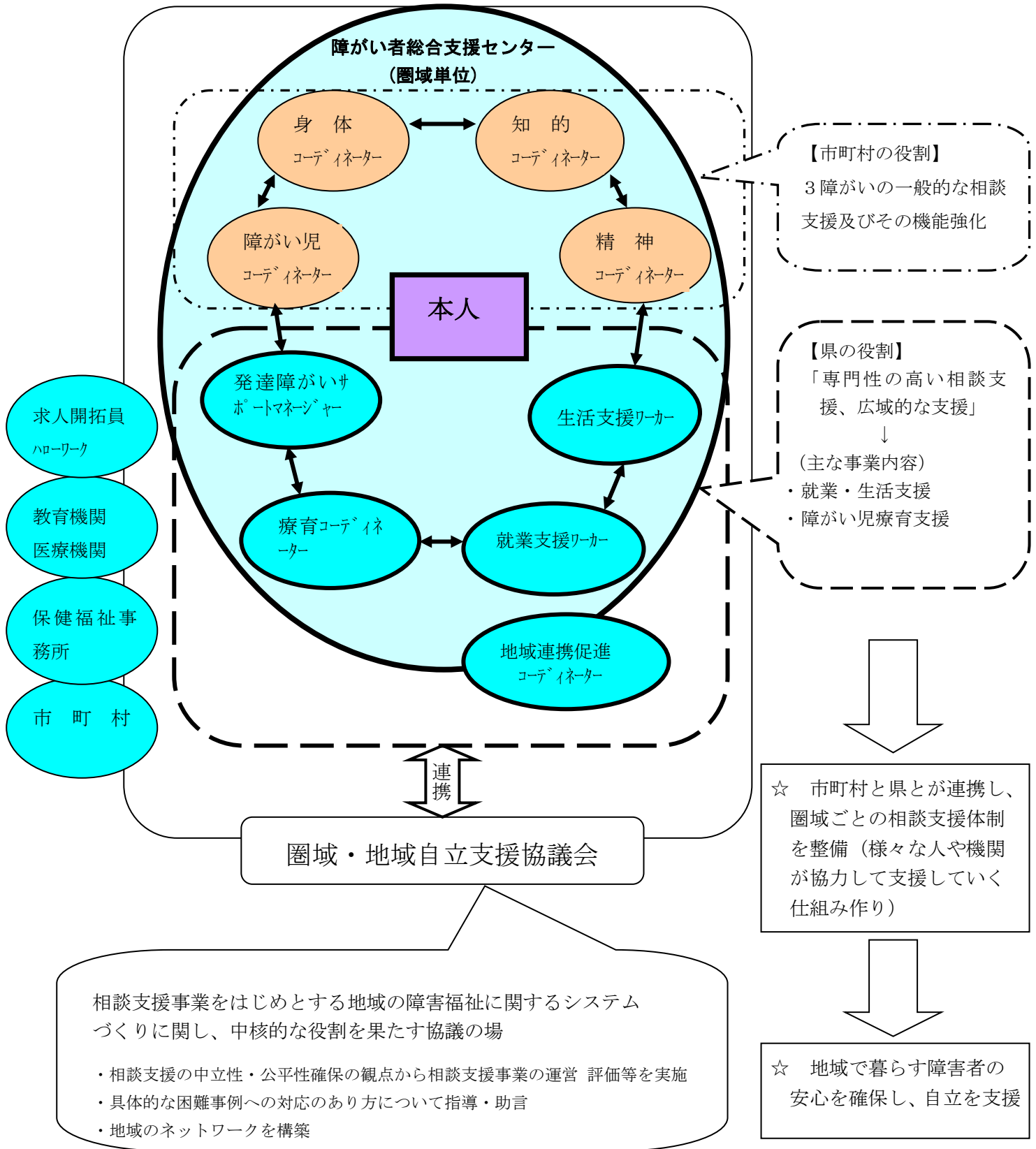
名称等	対 象 (誰に)	相談人員 (誰が)	事業内容 (何を)	備 考 (経緯・予算・実績等)
障がい者総合 支援センター *県内10圏域 毎に設置	障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村障がい者 相談支援事業 に係る職員 ・療育コーディネーター ・生活支援ワーカー ・就業支援ワーカー 全県で169人 (R3.4.1 現在)(うち、100 人は市町村 事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・面接、電話、訪問等による相談 支援(生活全般、就業等) ・保健、福祉サービス利用の援助、 調整 ・障がい児等の療育支援等 	<ul style="list-style-type: none"> ・H16.10.3障害対応 の総合相談窓口とし て設置。なお、H18年 10月の自立支援法施行 により、一般的な相談 業務は市町村が実施主 体となった。 ・R1年度相談実績 延154,427件 ・R3予算額(県) 1億7791万7千円 (一部国補)

○県以外が設置・運営するもの

名称等	対 象 (誰に)	相談人員 (誰が)	事業内容 (何を)	備 考 (経緯・予算・実績等)
市町村社会福祉協議会 (日常生活自立支援事業について) *基幹的社協 19 市 +木曾町で実施	認知症高齢者・知的障害者等	基幹的社協(20)の職員	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスの利用手続の代行等 預貯金の出し入れ、公共料金の支払い等金銭管理 預金通帳、権利証書、保険証書など書類等預かり 	<ul style="list-style-type: none"> 県社協が基幹的社協に委託して実施 令和3年度相談実績 103,938 件 R4 予算額(県) 9,140 万 2 千円 (国県各 1/2)
地域包括支援センター *県内 134 箇所 (R4.4.1 現在) ・直営:70 ・市町村からの委託:66	高齢者	<ul style="list-style-type: none"> 保健師 社会福祉士 主任ケアマネジャー 各 1 人配置を標準 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や家族に対する総合的な相談窓口 介護予防ケアマネジメント 高齢者の権利擁護支援 ケアマネジャーの支援 等 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が設置 運営財源 地域支援事業交付金 等

(3) 社会福祉関係相談体制図

① 障がい者総合支援センター ……障がいの総合相談窓口



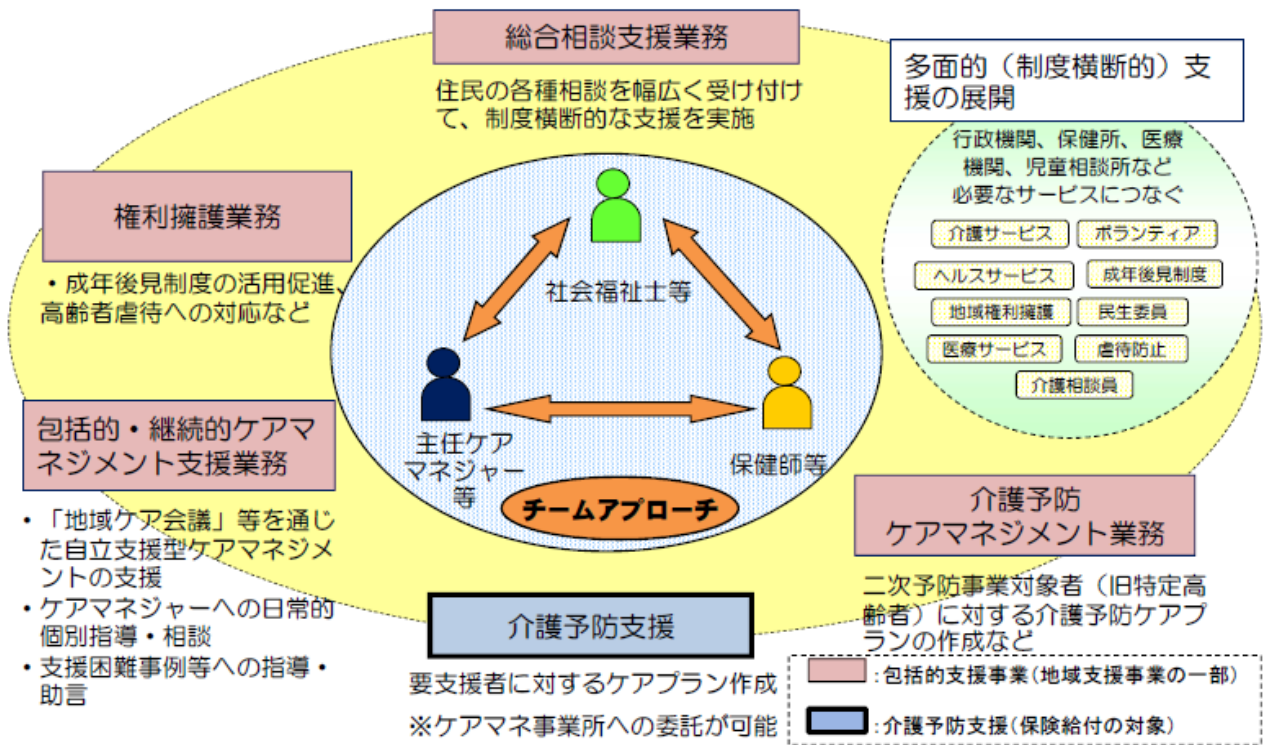
スタッフは10圏域に169人（令和3年度）

- i 相談員/コーディネーター（3障がい・障がい児の相談対応）・・・市町村が配置
在宅の障がい児（者）及び保護者や障がい児（者）の支援に関わる者などの個々の要望に対して一般的・総合的な相談窓口となり、以下のような多様な支援を行う。
 - 在宅の障がい者及び保護者に対し、家庭への訪問等により地域生活に関する相談に応じるとともに、各種医療・保健・福祉サービスの提供にかかる援助・調整等を行う。
 - 在宅障がい児（者）の地域生活に対する日常的なボランティア活動を行う者の育成及び地域住民に対する障がい者への理解促進のための啓発活動。
 - 障がい者の生活ニーズに対応した住居や働く場など社会資源の開発等についての企画・提言や社会参加を目指す障がい者を受け入れる家族、学校、会社等に障がいに関する理解を求めるための活動。
- ii 療育コーディネーター・・・県（障がい者支援課）が配置
 - 在宅の障がい児及び保護者、支援者（保育士、教員等）などから直接または関係機関を通じて寄せられる高度専門的な相談に対し、専門機関と連携をとりながら対応する。
 - 県が実施すべき訪問療育、外来療育、施設支援といった個々の事業を活用してそれぞれの問題に応じた高度専門的な療育支援を行う。
 - 問題が生じた場面ごとの対応だけではなく、ライフステージの変更（進学等）、支援者の変更（保育士→教員、教職員の人事異動等）を経ても一貫した情報共有、療育支援が実施されるようサポートする。
- iii 発達障がいサポート・マネージャー・・・県（次世代サポート課）が配置
発達障がいに関する幅広い知識と支援経験を有する者が、各圏域内で以下の業務を行う。
 - 発達障がいのある人への支援に携わっている方に対して、相談に応じ、助言等を行う。
 - 支援分野の異なる専門家の橋渡しを行い、一貫性のある支援を実現させる。
 - 発達障がい支援の専門家等と連携、協力して支援計画の作成を行う。
- iv 地域連携促進コーディネーター・・・県（障がい者支援課）が配置（4ブロックに配置）
障がい者就労施設（主に就労継続支援B型事業所）の工賃アップのため、以下のような支援を行う。
 - 工賃向上計画の作成及び実行上のアドバイス
 - 地域課題等の把握及び地域の企業等への事業所の紹介、マッチング
 - 事業所の新規自主製品開発等に係る助言及び販路開拓
 - 法人・事業所間の連携及び大規模な作業等の発注に対する複数事業所による共同受注に関する企画・調整

〈障害者就業・生活支援センター内業務〉

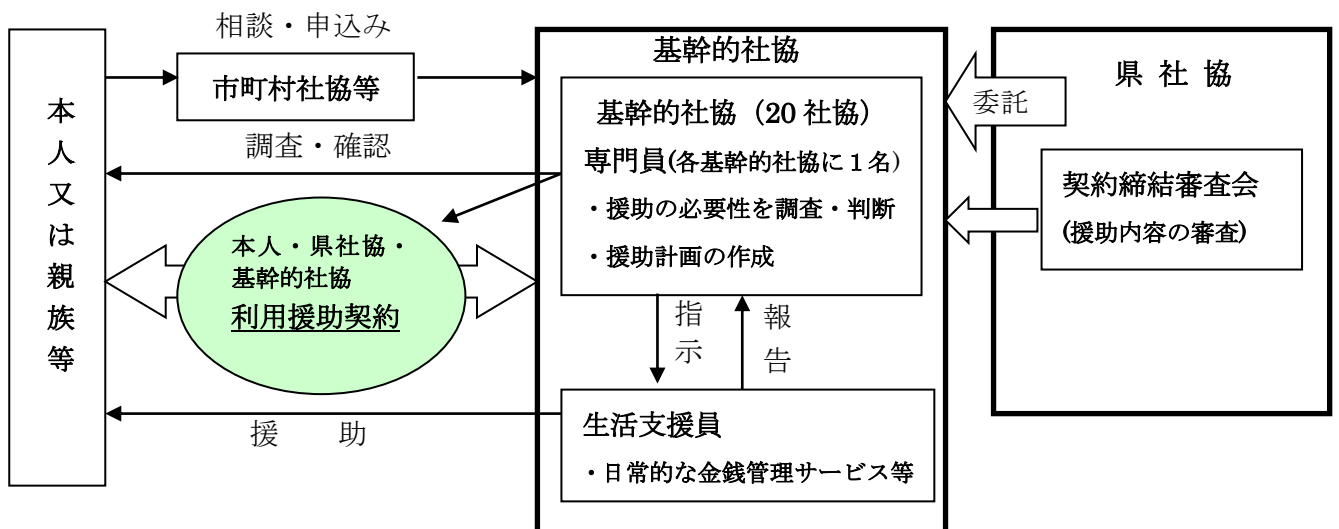
- v 就業支援ワーカー・・・国が配置
障がい者の職業生活における自立を図るため、以下の業務を行う。なお、各センターの就業支援ワーカーの内1名は「主任就業支援ワーカー」としてセンターの支援業務を統括する役割を担う。
 - 障がい者からの相談に応じ、その就業及びこれに伴う日常生活上の問題について、必要な指導及び助言その他の援助を行う。
 - 事業主に対して障がい者の就職後の雇用管理に係る助言等を行う。
 - 障がい者に対して障害者職業総合センター、地域障害者職業センター、障害者雇用支援センター又は事業主により行われる職業準備訓練を受けること及び職場実習を行うことについてあつせんする。
 - 障がい者雇用支援者に関する情報の収集及び提供、障がい者雇用支援者に対する研修を行う。
 - 前各項目の業務の円滑かつ有効な実施に資するため、公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者雇用支援センター、社会福祉施設、医療施設、盲学校、ろう学校、養護学校、当
- vi 生活支援ワーカー・・・県（障がい者支援課）が配置
障がい者等の家庭や職場等を訪問することなどにより、障がい者の職業生活に伴って生じる本人の生活上の相談、職業生活に関する相談、金銭・衣食住に関する相談、余暇活動、近隣との人間関係及び親戚等との関係調整、地域生活に関する相談等に応じるなど、生活に必要な支援を行う。

② 地域包括支援センター …… 高齢者の総合相談窓口



（厚生労働省ホームページより）

③ 日常生活自立支援事業（県・市町村社協実施事業） …… 権利擁護に関する相談体制



(4) 社会福祉関係各種相談員等一覧

職名	職務内容	根拠法令等	人員	備考	設置年度
民生委員・児童委員	特別職の地方公務員として、住民の相談・援助を行い地域の福祉増進に努め、また社会福祉関係行政機関の業務に協力する。	民生委員法 児童福祉法	3,855人 (定数)	中核市除く	S23
(主任児童委員)	児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。	児童福祉法	(うち 333人)	(同上)	H5
戦傷病者相談員	戦傷病者の更生援護についての相談、助言、指導及び関係機関との連携を図る。	戦傷病者特別 援護法	1人		S40
戦没者遺族相談員	戦没者遺族の援護についての相談、助言、指導及び関係機関との連携を図る。	戦没者遺族相 談員設置要綱	36人	各郡、市ごとに 配置	S45
自立指導員	中国帰国者世帯に対し、日常生活、言語、就職等の諸問題に関する相談に応じ必要な助言、指導を行う。	社会・援護局 長通知	7人	県下6地区に配 置	S52
自立支援通訳	中国帰国者が医療機関で受診する場合や介護サービスを利用する場合、また支援給付実施機関等から援助を受ける場合等に通訳を行う。	社会・援護局 長通知	8人	県下7地区に配 置	H1
中国帰国者支援相談員	中国帰国者世帯に対し、日常生活、言語、就職等の諸問題に関する相談に応じ必要な助言、指導を行うほか関係機関との連絡調整を行う。	健康福祉部会 計年度任用職 員設置要綱	5人	県下5地区に配 置	S53
生活保護就労支援員	稼働可能な生活保護受給者に対し、職業選択相談、求人情報提供、就労活動支援等の就労支援を行う。	生活保護法	5人	県下5地区に配 置	H27